

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画（概要版）

令和7年3月28日変更時点

趣旨

防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、国が定める防災工事等基本指針に基づき、県が防災工事等推進計画を策定することにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。

計画期間

2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）の10か年

上記計画期間を前期5か年と後期5か年に区分し、防災工事等を計画的に実施するための目標値を設定。

目標値は計画策定（変更）以降に実施するため池数とする。（継続中を含む）

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

ため池の規模や改修歴、被害想定区域の状況から設定する「影響度」と、堤体の耐震性、洪水吐能力、緊急放流能力の各保有状況から設定する「優先度」から「対策レベル」を設定し、「対策レベル」の高いものから防災工事等の対策を講じることとする。

2 劣化状況評価の実施に関する事項

新たに防災重点農業用ため池に指定されたものについて、地震・豪雨耐性評価と合わせて速やかに劣化状況評価（漏水状況や施設の変状を目視で確認）を実施する。

前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池	1か所
後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池	3か所

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響を踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池	7か所
後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池	85か所

4 防災工事の実施に関する事項

防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響を踏まえるとともに、関係機関との調整を行った上で、計画的に防災工事を実施する。

前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池	85か所
後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池	281か所
前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池	1か所
後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池	19か所

5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

防災工事等の実施主体については、以下のとおり

- ア 劣化状況評価：全ての防災重点農業用ため池について県が実施する。
- イ 地震・豪雨耐性評価：全ての防災重点農業用ため池について県が実施する。
- ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

（ア）県営事業で実施可能な全ての防災重点農業用ため池については県

（イ）上記以外の防災重点農業用ため池については市町、所有者又は管理者

エ 廃止工事

（ア）県が実施する他の防災工事と併せ行う廃止工事については県

（イ）廃止工事のみを行うものについては市町、所有者又は管理者

情報共有及び連携の方法については、県、市町、土地改良事業団体連合会の関係者間で防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進するために設置する、愛知県農業用ため池連絡調整会議を活用する。